

後期高齢者医療制度 についてお知らせします



4月1日から、75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の方は、新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けることになります。概要については、これまで広報やパンフレットでお知らせしましたが、今号では、保険料の納め方などについてお知らせします。

後期高齢者医療被保険者証（保険証）を発送しました

今回保険証が届く方は、昭和8年5月1日以前に生まれた方と、65歳以上で一定の障がいをお持ちの方です。

○新しい保険証は4月から使用できますので、医療機関を受診する際は必ず提示してください。

○医療機関の窓口での自己負担は、医療費の1割または3割（現役並み所得のある世帯）です。

○3月末日まで使用した老人保健受給者証などは、市役所保険年金課または各出張所に返却してください。

保険料の納め方

保険料は原則として年金から天引きされます。（特別徴収）

ただし、次の方は天引きの対象とならず、納付書などにより納めることとなります。（普通徴収）

①年金が年額18万円未満の方

②1期分の介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超える方

なお、4月から天引きの対象となるのは国民健康保険または国民健康保険組合に加入されている方です。

以前に加入していた医療保険の種類	保険料の納付方法および時期	保険料の通知時期
国民健康保険または国民健康保険組合	<p>天引き対象の方 4月の年金支払時から保険料が天引きされます。（※仮徴収） （10月からは本徴収となり、保険料が変わります。）</p> <p>天引きができない方 7月から毎月納付書または口座振替により納めていただきます。</p>	<p>天引き対象の方 4月初旬に保険料の仮徴収額決定通知書を送付します。（本徴収の決定通知書は10月に送付します）</p> <p>天引きができない方 7月に保険料の決定通知書を送付します。</p>
社会保険、健康保険組合など、上記以外の医療保険	<p>天引き対象の方 10月の年金支払時から保険料が天引きされます。（7～9月は納付書または口座振替により納めていただきます）</p> <p>天引きができない方 7月から毎月納付書または口座振替により納めていただきます。</p>	<p>7月に保険料の決定通知書を送付します。</p>

※仮徴収とは、当年度の保険料算定に用いる前年分総所得金額などが確定していないため、前々年分の総所得金額などにより算定された保険料を仮に期割りして徴収します。その後、確定した総所得金額などにより算定された保険料を期割りして本徴収します。